

議案第 83 号

職員定数条例中一部改正の件

職員定数条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和 5 年 3 月 2 日提出

芽室町長 手 島 旭

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「298人」を「300人」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

説 明

令和 5 年度から自治体 D X 及びゼロカーボン業務の推進に当たり、一部組織編制を行うことから、職員定数を改正しようとするものであります。

## 職員定数条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>300人</u> (うち公立芽室病院の職員135人)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町長の事務部局の職員 <u>298人</u> (うち公立芽室病院の職員135人)</p> <p>(2)と(3) 一略一</p>